

# 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱 (事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

(補助金の交付)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成のため、中小企業者等が行う県内の事業所に自家消費型太陽光発電設備等を導入する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、中小企業者等に徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(5) 補助対象設備

第3号及び前号に掲げる設備をいう。

(6) 事業所

事務所、工場、店舗等の事業場をいう。

(7) 中小企業者等

県内に事業所を有する者であって、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 医療法（昭和23年法律第45号）第39条に規定する医療法人

オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク その他知事が適当であると認める者

(8) 電力販売契約（PPA：Power Purchase Agreement）

補助対象設備のうち太陽光発電設備の所有者が、当該設備を自己の負担により県内の事業所に導入し、発電した電力を、当該事業所を有する中小企業者等に販売する契約をいう。

(9) リース契約

補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である中小企業者等に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(10) 電力販売契約等事業者（PPA等事業者）

中小企業者等との間で電力販売契約又はリース契約を締結し、当該中小企業者等の事業所に補助対象設備を導入する事業者をいう。

(11) 電力販売契約等利用者（PPA等利用者）

電力販売契約等事業者との間で電力販売契約又はリース契約を締結し、自らの事業所において当該設備から供給される電力を利用する中小企業者等をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第3条 要綱第1条に規定する補助対象事業及び補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助要件	備考
太陽光発電設備 ・蓄電池 補助事業	<p><b>【共通】</b></p> <p>(1) 国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。</p> <p>(2) 徳島県内に本店又は支店、営業所等を有する事業者により施工されるものであること。</p> <p>(3) 中古設備でないこと。</p> <p>(4) 工事等着手前であること。</p> <p>(5) 補助対象事業に係る契約（発注を含む。）は、知事が別途定める日以降に行うものであること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、国交付要綱に規定するところによる。</p> <p><b>【太陽光発電設備】</b></p> <p>次の各号のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の2.ア（ア）の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。</p> <p>(2) 導入場所は北島町の区域を除く徳島県内の事業所（店舗等を併用する家屋を含む。）の同一敷地内とし、発電される電力が導入場所の敷地内（オンサイト）の事業所で50%以上使用（自家消費）されるものであること。</p> <p><b>【蓄電池】</b></p> <p>次の各号のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の2.ア（イ）の「交付要件」を満たす蓄電池であること。</p> <p>(2) 国の補助事業における対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電池であること。</p> <p>(3) 平時において充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置用）であること。</p> <p>(4) 本補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>(5) 蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内（オンサイト）の事業所で使用されるものであること。</p> <p>(6) 自立運転機能があること。</p>	蓄電池のみの単独設置は不可

2 補助対象となる事業は、令和9年1月31日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない事情により工事等が遅延したこと、その他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助率、補助額)

第4条 要綱第1条に規定する補助対象経費及びその補助率又は補助額（千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）は、次の表に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

補助対象設備	補助対象経費	補助率、補助額	上限額
太陽光発電設備	太陽光モジュール、パワーコンディショナー(設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費)、工事費	太陽光発電設備に係る公称最大出力(定格出力)の合計値(「太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力(定格出力)」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。)のkW数×5万円	(太陽光発電設備のみ) 1事業者当たり 500万円 (太陽光発電設備+蓄電池) 1事業者当たり 1千万円
蓄電池	蓄電池本体、蓄電池用パワーコンディショナー(設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費)、工事費	(家庭用:20kWh未満) 「補助対象経費の1/3」又は「蓄電システム価格14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3」の小さい方の値(千円未満は切り捨て) なお、蓄電システムの価格は12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)となるように努めること。  (業務用:20kWh以上) 「補助対象経費の1/3」又は「蓄電システム価格16万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3」の小さい方の値(千円未満は切り捨て) なお、蓄電システムの価格は11.9万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)となるように努めること。	

(補助金を申請することができる者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 中小企業者等又は電力販売契約等事業者であること。ただし、電力販売契約等事業者にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア 電力販売契約等利用者が、補助対象設備を導入すること及び補助事業に係る関係規定を遵守することについて同意していること。

イ 電力販売契約等利用者が中小企業者等であること。

ウ 電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること。

エ 電力販売契約又はリース契約において、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。なお、リース契約において、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(2) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

(3) 申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。

(4) 県税、その他の税について未納がないこと。

(5) 補助対象設備の導入場所となる土地又は建物が申請者の所有に属さない場合は、当該土地又は建物の所有者から、当該設備の設置及び本補助金の交付申請に係る同意を書面により得ていること。

(6) 補助金の申請は、同一の事業所につき、同一の補助対象設備において1回限りとする。

(電力販売契約等に係る要件)

第6条 前条第1号の規定により、電力販売契約等事業者が補助金の交付を申請する場合にあっては、電力販売契約等利用者との間で締結する契約書等において、次に掲げる事項が規定されていなければならない。

(1) 第18条第2項に定める法定耐用年数の期間中、本事業により導入した設備を継続して使用すること。

(2) 電力販売契約等利用者の責めに帰すべき事由により契約を解除する場合又は事業継続が困難となった場合等において、知事が電力販売契約等事業者に対して補助金の返還を命じたときは、当該返還を命じられた補助金の額（違約加算金及び延滞金が生じた場合は、これらを含む。）に相当する額を、当該電力販売契約等利用者が負担すること。

(3) 知事が求める自家消費割合の報告や立入調査等に対して、電力販売契約等利用者が協力すること。

(4) サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除される旨が明記されていること。

(補助金交付申請書等)

第7条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日	備考
(1) 登記事項証明書（会社・法人）の原本又は写し（申請者が電力販売契約等事業者の場合、電力販売契約等事業者及び電力販売契約等利用者の双方分を提出すること。）	知事が特に認めるものを除き、令和8年9月30日までとする。	(1)、(2)については申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。
(2) 納税証明書（都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。） （申請者が電力販売契約等事業者の場合、電力販売契約等事業者及び電力販売契約等利用者の双方分を提出すること。）		
(3) 補助対象設備の導入場所の登記事項証明書（土地・建物）の原本又は写し		
(4) 誓約書（様式1-1）（申請者が電力販売契約等事業者の場合、電力販売契約等事業者及び電力販売契約等利用者の双方分を提出すること。）		
(5) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書（様式1-2）		
(6) 補助対象設備の導入場所の写真（工事着工前のもの）		
(7) 補助対象設備の図面		
(8) 補助対象設備の仕様書		
(9) 補助対象設備の見積書		
(10) 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション、電力使用実績等）		
(11) 電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できる電力販売契約又はリース契約の契約書の案、覚書、料金計算書等		
(12) 電力販売契約等利用者の同意書（様式1-3）（申		

<p>請者が電力販売契約等事業者の場合に限る。)</p> <p>(13) 補助対象設備の導入に対する土地又は建物所有者の同意書(様式1-4) (申請者と補助対象設備の導入場所の土地又は建物の所有者が、申請者電力販売契約等利用者と異なる場合に限る。)</p> <p>(14) 蓄電池価格確認書(様式1-5) (蓄電池を導入する場合に限る。)</p> <p>(15) その他知事が必要と認める書類</p>		
--	--	--

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(交付決定の手續)

第9条 補助事業者は、提出された補助金交付申請書の受付順により決定する。

(補助金交付指令前の着手)

第10条 事業の着手は、補助金交付決定(以下「指令」という。)後に行うものとするが、真にやむを得ない事由により指令の前に着手する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着手届(様式第2号)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第11条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第12条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業変更(中止・廃止)の内容を確認できる書類
- (2) 第7条第2項の知事が定める書類のうち、変更等となる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第14条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日
(1) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実績報告書(様式5-1)	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い期日とする。
(2) 補助対象事業に要した費用の支払を明らかにする書類(口座振込受付書等)の写し	
(3) 補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認で	

<p>きる写真（補助対象設備の導入状況や機器の銘板等が確認できるもの）、納品書等の写し</p> <p>(4) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類（メーカーの保証書又は出荷証明書の写し等）</p> <p>(5) 電力会社と電力受給契約を締結していることが確認できる書類（接続契約書、売電契約書等（固定価格買取制度、F I P（Feed-in Premium）制度を利用しないことが分かるもの。）の写し</p> <p>(6) 契約関係書類（工事請負契約書等、電力販売契約書等）の写し</p> <p>(7) 補助対象設備の図面</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p>	
---	--

（補助金の請求）

第15条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（書類の保管）

第16条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（関係会社等への発注の制限）

第17条 補助事業者が、補助事業に係る経費の発注・契約を、自社と資本関係又は人的関係のある会社（親会社、子会社、関連会社等。以下「関係会社等」という。）に対して行うことは、原則として認めない。ただし、当該関係会社等でなければ調達が困難である等の合理的な理由があり、かつ、当該取引価格に利益が含まれていないこと（製造原価相当であること）を証明できる場合に限り、これを認めるものとする。

2 前項の規定により関係会社等への発注を行う場合、補助事業者は、実績報告時に当該関係会社等の製造原価報告書その他原価を証明する書類を提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、次の表に掲げる対象設備については、表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の相当右欄に定めるとおりとする。

対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年

3 前項の表に掲げられていない事項の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数とする。

4 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。

5 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

6 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（自家消費割合の報告、調査等への協力）

第19条 補助事業者（電力販売契約又はリース契約により補助対象設備を導入した場合は、電力販売契約等利用者）は、補助対象事業完了日が属する月の翌月1日から1か年分の自家消費割合等の実績について、報告対象期間の最終日の翌月末までに、補助金自家消費割合報告書（様式第8号）を次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類
- (2) 報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、本補助金の事業効果等の把握のために必要となる調査その他知事が必要と判断して行う調査等について、知事に協力しなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定に基づく調査等の結果について、補助事業者の名称、補助対象設備の種類、導入方法及び発電出力又は蓄電容量等を知事が公表しようとするときは、これに協力するものとする。

（個人情報保護）

第20条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成14年条例第43号）に基づいて取り扱うものとする。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金について適用する。

徳島県知事 様

(申請者) 所在地  
名称  
代表者職氏名  
(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

### 補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 交付申請額  
金 円

3 事業完了予定年月日  
令和 年 月 日

#### 4 関係書類

- (1) 登記事項証明書(会社・法人)の原本又は写し
- (2) 納税証明書
  - ① 県税全てに未納がないことの証明
  - ② 国税(法人税、消費税及び地方消費税分)に未納がないことの証明
- (3) 補助対象設備の導入場所の登記事項証明書(土地・建物)の原本又は写し
- (4) 誓約書(様式1-1)
- (5) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書(様式1-2)
- (6) 補助対象設備の導入場所の写真(工事着工前のもの)
- (7) 補助対象設備の図面
- (8) 補助対象設備の仕様書
- (9) 補助対象設備の見積書
- (10) 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション、電力使用実績等)
- (11) 電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できる電力販売契約又はリース契約の契約書の案、覚書、料金計算書等
- (12) 電力販売契約等利用者の同意書(様式1-3)(申請者が電力販売契約等事業者の場合に限る。)
- (13) 設備導入の同意書(様式1-4)(申請者と補助対象設備の導入場所の土地又は建物の所有者が、申請者又は電力販売契約等利用者とは異なる場合に限る。)
- (14) 蓄電池価格確認書(様式1-5)(蓄電池を導入する場合に限る。)
- (15) その他知事が必要と認める書類

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金  
事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。
- 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 本事業で取得した設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。
- 本事業で取得した設備については、法定耐用年数の期間、適切な管理・運用を図ること。
- 本事業で取得した設備については、事業用で使用するものであり、家庭用を使用することはないこと。また、発電した電力については、50パーセント以上を自家消費すること。
- 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 固定価格買取制度、FIP(Feed-in Premium)制度を活用しないこと。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。

2. 以下の項目は必要に応じて☑をすること。

- 申請内容について、県が様式1-2に記載の施工業者へ確認することを承諾します。

令和 年 月 日

徳島県知事 様

申請者・電力販売契約等利用者

(所在地)

(名称)

(代表者職氏名)

様式1-2(第7条関係)

太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書

1 申請概要

(申請者)

申請者の区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者等 <input type="checkbox"/> 電力販売契約等事業者	
法人番号		
資本金又は出資の総額	円	常時使用する従業員数 <span style="float: right;">人</span>
産業分類	大分類	中分類

(電力販売契約等利用者)※上記で電力販売契約等事業者に☑した場合は記入すること。

電力販売契約等利用者の区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者等である <input type="checkbox"/> 中小企業者等ではない	
法人番号		
資本金又は出資の総額	円	常時使用する従業員数 <span style="float: right;">人</span>
産業分類	大分類	中分類

(申請に係る責任者・担当者)

申請に係る責任者	所属名		職名	
	氏名		電話	
申請に係る担当者	所属名		職名	
	氏名		電話	
	メール			
	連絡先住所(郵送先)	〒		
今回申請を行う補助対象設備に対する他補助金の利用について(予定を含む。)	<input type="checkbox"/> 併用無			
	<input type="checkbox"/> 併用有( <input type="checkbox"/> 国 ・ <input type="checkbox"/> 県 )			
	補助事業名			
	申請額	円		

※本補助金は、国補助金との併用はできませんのでご注意ください。

## 2 事業概要

補助対象設備 (導入設備)	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備のみ <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備及び蓄電池	
補助対象設備の 導入方法	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売契約(PPA) <input type="checkbox"/> リース契約	
補助対象設備の 調達方法	<input type="checkbox"/> 下記以外からの調達 <input type="checkbox"/> 自身、親会社、子会社、関連会社又は関係会社からの調達	
補助対象設備の 導入場所	名称	
	所在地	〒
	太陽光発電設備の 設置場所	<input type="checkbox"/> 土地(平置き) <input type="checkbox"/> 新築建物(屋根置き) <input type="checkbox"/> 既築建物(屋根置き)
	土地所有者	(申請者との関係: )
	建物所有者	(申請者との関係: )
余剰電力の売電有無 ※FIT・FIPは対象外	<input type="checkbox"/> 有 ⇒                      売電予定先( ) <input type="checkbox"/> 無	

## 3 事業スケジュール

契約(予定)年月日	令和                      年                      月                      日
契約(予定)期間	
着手年月日	令和                      年                      月                      日
完了年月日	令和                      年                      月                      日
契約代金 支払完了(予定)時期	令和                      年                      月                      日

4 補助対象設備(導入設備)の概要及び補助額の算出

太陽光発電設備	製造者		
	型式		
	太陽光パネル出力		kW
	パワーコンディショナー出力		kW
	補助金額(A) 発電出力×50,000円/kW		円
蓄電池	製造者		
	型式		
	区分		<input type="checkbox"/> 家庭用:20kWh未満 <input type="checkbox"/> 業務用:20kWh以上
	蓄電容量(B)		kWh
	補助対象経費 (税抜き)	設備費(C)	円
		工事費(D)	円
	1kWhあたりの補助対象経費 [(C) + (D)] ÷ (B)		円/kWh
補助金額(E) [(C) + (D)] × 1/3		円	
			※1,000円未満は切り捨て
補助金交付申請額 (A) + (E)			円
※補助上限 太陽光発電設備のみ:500万円、 太陽光発電設備+蓄電池:1,000万円			

## 5 自家消費の見込み

年間の想定発電量(kWh) (F)	
年間の想定消費電力量(kWh) (G)	
年間の想定売電量(kWh) ※1	
年間の想定自家消費割合(%) $[(G) / (F)] \times 100$ ※2	

※1 FIT・FIP制度以外による売電を行う(予定の)場合に記入してください。  
なお、(F) - (G)以下の値となるようにしてください。

※2 50%未満の場合は、補助対象外となります。

## 6 県内事業者の活用見込み

事業者名	
事業所の所在地	〒
代表者職・氏名	

※補助対象設備の納入・施工を行う予定の県内業者(契約相手方)について記載してください。  
なお、契約を県外の本社が行い、納入や施工等を県内の支店や営業所が行う体制(又は契約を県外業者と行い、施工は県内業者が下請け等する体制)である場合は、当該県内の支店や営業所等を記載してください。

※県内業者との契約又は県内業者による施工でない場合は、補助対象外となります。

7 収支予算

【太陽光発電設備】

(収入)

(単位:円)

区分	予算額	備考欄
本補助金		
その他補助金		
自己資金		
その他		
計		

(支出)

(単位:円)

区分	予算額	備考欄
設備費		
工事費		
その他		
計		

【蓄電池】

(収入)

(単位:円)

区分	予算額	備考欄
本補助金		
その他補助金		
自己資金		
その他		
計		

(支出)

(単位:円)

区分	予算額	備考欄
設備費		
工事費		
その他		
計		

徳島県知事 様

(電力販売契約等利用者) 所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

E-mail

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金に係る  
電力販売契約等利用者の同意書

私は、令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第5条の規定にもとづき、補助事業に係る関係規定の遵守を誓約するとともに、電力販売契約又はリース契約により、次の電力販売契約等事業者が本補助金の交付申請及び補助対象設備を導入することに同意します。

(電力販売契約等事業者)

所在地	〒
名称	
代表者職氏名	
連絡先	(担当部署) (担当者名) (電話番号) ( E-mail )

<参考>令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱(抜粋)

(補助金を申請することができる者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 中小企業者等又は電力販売契約等事業者であること。ただし、電力販売契約等事業者にあつては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア 電力販売契約等利用者が、補助対象設備を導入すること及び補助事業に係る関係規定を遵守することについて同意していること。

イ 電力販売契約等利用者が中小企業者等であること。

ウ 電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること。

エ 電力販売契約又はリース契約において、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。なお、リース契約において、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(2) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

(3) 申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。

(4) 県税、その他の税について未納がないこと。

(5) 補助対象設備の導入場所となる土地又は建物が申請者の所有に属さない場合は、当該土地又は建物の所有者から、当該設備の設置及び本補助金の交付申請に係る同意を書面により得ていること。

(6) 補助金の申請は、同一の事業所につき、同一の補助対象設備において1回限りとする。

徳島県知事 様

〔同意者(所有者)〕所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

E-mail

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

(個人にあつては、住所・氏名)

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金に係る  
補助対象設備の導入に対する土地又は建物所有者の同意書

私は、令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第5条の規定により、以下のとおり、自らが所有する土地又は建物に、次の者が補助対象設備を導入することに同意します。

(同意する土地又は建物について)

同意する土地又は建物の別	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物								
同意する土地又は建物の所在地	〒								
同意する土地又は建物の名称 ※名称がある場合									
同意する補助対象設備の設置場所  ※補助対象設備は法定耐用年数の間、適切に管理する必要があるので留意すること。 太陽光発電設備:17年、蓄電池:8年	<table border="0"> <tr> <td>(太陽光発電設備)</td> <td>(蓄電池)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 土地(平置き)</td> <td><input type="checkbox"/> 土地</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 新築建物(屋根置き)</td> <td><input type="checkbox"/> 新築建物内</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 既築建物(屋根置き)</td> <td><input type="checkbox"/> 既築建物内</td> </tr> </table>	(太陽光発電設備)	(蓄電池)	<input type="checkbox"/> 土地(平置き)	<input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 新築建物(屋根置き)	<input type="checkbox"/> 新築建物内	<input type="checkbox"/> 既築建物(屋根置き)	<input type="checkbox"/> 既築建物内
(太陽光発電設備)	(蓄電池)								
<input type="checkbox"/> 土地(平置き)	<input type="checkbox"/> 土地								
<input type="checkbox"/> 新築建物(屋根置き)	<input type="checkbox"/> 新築建物内								
<input type="checkbox"/> 既築建物(屋根置き)	<input type="checkbox"/> 既築建物内								

(補助金申請者)

所在地	〒
名称	
代表者職氏名	
連絡先	(担当部署) (担当者名) (電話番号) ( E-mail )

(電力販売契約等利用者) ※電力販売契約等事業者が補助金申請者の場合のみ記入すること。

所在地	〒
名称	
代表者職氏名	
連絡先	(担当部署) (担当者名) (電話番号) ( E-mail )

徳島県知事 様

(申請者) 所在地  
名称  
代表者職氏名  
(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

蓄電池価格確認書  
(徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金)

補助対象設備である蓄電池の目標価格(家庭用:12.5万円/kWh、業務用:11.9万円/kWh(工事費込み・税抜き))以下での調達可否について確認※を行った結果、

- 調達が可能である。  調達に努めたが困難である。

⇒調達できない場合はその主な理由を記載

( )

※目標価格以下となる蓄電池の調達可否を確認するに当たっては、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対する確認を行うこと。

メーカー名	
パッケージ型番 (SII登録内容)	
蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位以下切り捨て)
設備費(税抜き)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(太陽光発電設備を除く)
工事費(税抜き)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
合計金額(税抜き) (B)	円
蓄電池価格(円/kWh) (B)÷(A)	円

徳島県知事 様

(申請者) 所在地

名称

代表者職氏名

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

指令前着手届

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第10条の規定により、次のとおり着手しますので届け出ます。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 以下の各条件について誓約します。

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間は、計画変更を行わないこと。

3 着手年月日

令和 年 月 日

4 完了予定年月日

令和 年 月 日

5 責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

徳島県知事 様

(申請者) 所在地

名称

代表者職氏名

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け徳島県指令サ第 号で交付決定のあつた令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、同補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止・廃止)の内容

2 変更(中止・廃止)の理由

3 責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

令和 年 月 日

徳島県知事 様

(報告者) 所在地

名称

代表者職氏名

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 補助金の交付の指令番号  
令和 年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 関係書類

4 責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

令和 年 月 日

徳島県知事 様

(申請者)所在地

名称

代表者職氏名

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 補助金の交付の指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 事業完了年月日

令和 年 月 日

4 関係書類

- (1)太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実績報告書(様式5-1)
- (2)補助対象事業に要した費用の支払を明らかにする書類(口座振込受付書等)の写し
- (3)補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真  
(補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの)、納品書等の写し
- (4)補助対象設備が新品であることが確認できる書類  
(メーカーの保証書または出荷証明書の写し等)
- (5)電力会社と電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し  
(接続契約書、売電契約書等(固定価格買取制度、FIP(Feed-in Premium)制度を利用しないことが分かるもの。))
- (6)契約関係書類(工事請負契約書等、電力販売契約書等)の写し
- (7)補助対象設備の図面
- (8)その他知事が必要と認める書類

太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実績報告書

1 実績報告概要

(報告者)

報告者の区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者等 <input type="checkbox"/> 電力販売契約等事業者			
法人番号				
資本金又は出資の総額	円	常時使用する従業員数	人	
産業分類	大分類		中分類	

(電力販売契約等利用者)※上記で電力販売契約等事業者にした場合は記入すること。

電力販売契約等利用者の区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者等である <input type="checkbox"/> 中小企業者等ではない			
法人番号				
資本金又は出資の総額	円	常時使用する従業員数	人	
産業分類	大分類		中分類	

(実績報告に係る責任者・担当者)

報告に係る責任者	所属名		職名	
	氏名		電話	
報告に係る担当者	所属名		職名	
	氏名		電話	
	メール			
	連絡先住所(郵送先)	〒		
今回報告を行う補助対象設備に対する他補助金の利用について		<input type="checkbox"/> 併用無		
		<input type="checkbox"/> 併用有( <input type="checkbox"/> 国 ・ <input type="checkbox"/> 県 )		
		補助事業名		
		申請額	円	

※本補助金は国補助金との併用はできませんのでご注意ください。

## 2 事業概要

補助対象設備 (導入設備)	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備のみ <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備及び蓄電池	
補助対象設備の 導入方法	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売契約(PPA) <input type="checkbox"/> リース契約	
補助対象設備の 調達方法	<input type="checkbox"/> 下記以外からの調達 <input type="checkbox"/> 自身、親会社、子会社、関連会社又は関係会社からの調達	
補助対象設備の 導入場所	名称	
	所在地	〒
	太陽光発電設備の 設置場所	<input type="checkbox"/> 土地(平置き) <input type="checkbox"/> 新築建物(屋根置き) <input type="checkbox"/> 既築建物(屋根置き)
	土地所有者	(申請者との関係: )
	建物所有者	(申請者との関係: )
余剰電力の売電有無 ※FIT・FIPは対象外	<input type="checkbox"/> 有 ⇒ 売電予定先( ) <input type="checkbox"/> 無	

## 3 事業スケジュール

契約年月日	令和      年      月      日
契約期間	
着手年月日	令和      年      月      日
完了年月日	令和      年      月      日
契約代金支払完了日	令和      年      月      日

4 補助対象設備(導入設備)の概要及び補助額の算出

太陽光発電設備	製造者		
	型式		
	太陽光パネル出力		kW
	パワーコンディショナー出力		kW
	補助金額(A) 発電出力×50,000円/kW		円
蓄電池	製造者		
	型式		
	区分		<input type="checkbox"/> 家庭用:20kWh未満 <input type="checkbox"/> 業務用:20kWh以上
	蓄電容量 (B)		kWh
	補助対象経費 (税抜き)	設備費 (C)	円
		工事費 (D)	円
	1kWhあたりの補助対象経費 [(C) + (D)] ÷ (B)		円/kWh
補助金額(E) [(C) + (D)] × 1/3		円 ※1,000円未満は切り捨て	
補助金実績報告額 (A) + (E)			円
※補助上限 太陽光発電設備のみ:500万円、 太陽光発電設備+蓄電池:1,000万円			

## 5 自家消費の見込み

年間の想定発電量(kWh) (F)	
年間の想定消費電力量(kWh) (G)	
年間の想定売電量(kWh) ※1	
年間の想定自家消費割合(%) [(G) / (F)] × 100 ※2	

※1 FIT・FIP制度以外による売電を行う(予定の場合)に記入してください。  
なお、(F) - (G)以下の値となるようにしてください。

※2 50%未満の場合は、補助対象外となります。

## 6 県内事業者の活用実績

事業者名	
事業所の所在地	〒
代表者職・氏名	

※補助対象設備の納入・施工を行う予定の県内業者(契約相手方)について記載してください。  
なお、契約を県外の本社が行い、納入や施工等を県内の支店や営業所が行う体制(又は契約を県外業者と行い、施工は県内業者が下請け等する体制)である場合は、当該県内の支店や営業所等を記載してください。

※県内業者との契約又は県内業者による施工でない場合は、補助対象外となります。

7 収支精算

【太陽光発電設備】

(収入)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考欄
本補助金				
その他補助金				
自己資金				
その他				
計				

(支出)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考欄
設備費				
工事費				
その他				
計				

【蓄電池】

(収入)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考欄
本補助金				
その他補助金				
自己資金				
その他				
計				

(支出)

(単位:円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考欄
設備費				
工事費				
その他				
計				



徳島県知事 殿

(申請者) 所在地

名称

代表者職氏名

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第18条第5項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令サ第 号

2 事業費(うち補助金額)

3 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)

4 責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地

名称

代表者職氏名

(個人事業者にあつては、住所・氏名・屋号)

補助金自家消費割合報告書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令サ第 号

2 事業完了日

令和 年 月 日

3 利用状況報告期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 利用状況

稼働月	発電量(A)	自家消費電力量(B)	自家消費率 ( $B/A \times 100$ )
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
合計	kWh	kWh	

5 責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先